

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

平成15年11月28日
規則第125号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成15年北海道条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境美化促進地区の指定)

第2条 条例第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による環境美化促進地区（以下「促進地区」という。）の指定、区域の変更又は指定の解除の申出は、別記第1号様式の環境美化促進地区指定（区域の変更・指定の解除）申出書によって行うものとする。

2 条例第10条第4項の環境美化促進計画には、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める内容を記載するものとする。

- (1) 啓発活動に関する事項 促進地区において市町村、住民、各種団体、事業者等（以下「市町村等」という。）が実施する空き缶等の散乱防止についての啓発活動の内容、実施方法等
- (2) 清掃美事業に関する事項 促進地区において市町村等が実施する清掃美事業の内容、実施方法等
- (3) 施設の整備に関する事項 促進地区において市町村等が実施する空き缶等の散乱防止のための施設の整備の内容、実施方法等
- (4) その他の事項 促進地区の市町村等による空き缶等の散乱の防止に係る協議に関する事項、促進地区に係る開発計画及び将来構想その他空き缶等の散乱の防止のために必要な事項（空き缶等散乱防止期間）

第3条 条例第11条に規定する空き缶等散乱防止期間は、6月1日から6月30日までとする。

(過料処分)

第4条 条例第16条の規定により過料を科す処分に従事する職員は、別記第2号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 条例第16条の規定により過料を科そうとするときは、別記第3号様式の告知・弁明書により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

3 条例第16条の規定により過料を科すときは、別記第4号様式の過料処分通知書を交付するものとする。

(適用除外)

第5条 条例第17条の市町村の区域で規則で定めるものは、札幌市、釧路市（知事が指定する区域に限る。）、士別市、富良野市、登別市、伊達市、北斗市、黒松内町、由仁町、長沼町、栗山町、沼田町、斜里町、洞爺湖町、浦河町、音更町、新得町、芽室町、更別村、陸別町及び羅臼町の区域とする。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日規則第16号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定中音更町に係る部分は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月11日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日規則第20号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 8 月21日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月23日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日規則第40号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第52号）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成29年 3 月10日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式
(第2条関係)

環境美化促進地区指定(区域の変更・指定の解除)申出書

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例第10条第1項(同条第3項において準用する同条第1項)の規定により、次のとおり環境美化促進地区の指定(区域の変更・指定の解除)を申し出ます。

記

- 1 環境美化促進地区の名称
- 2 環境美化促進地区の指定(区域の変更・指定の解除)を希望する区域
- 3 環境美化促進地区の指定(区域の変更・指定の解除)を希望する理由

備考

- 1 環境美化促進地区の指定(区域の変更・指定の解除)を希望する区域については、当該区域の名称、地番、面積等を記載すること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 環境美化促進計画(指定又は区域の変更の場合に限る。)
 - (2) 指定又は指定の解除の場合にあつては、指定又は指定の解除を希望する区域の位置及び周囲の状況を明らかにした図面(縮尺1,500分の1から2,500分の1程度)
 - (3) 区域の変更の場合にあつては、変更前及び変更後の区域の位置及び周囲の状況を明らかにした図面(縮尺1,500分の1から2,500分の1程度)

別記第2号様式
(第4条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成15年北海道条例第34号）第16条の規定により過料を科す処分に従事する職員です。

第 号

所 属

職 名

氏 名

写 真

身 分 証 明 書

交付年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

北海道知事 印

(裏)

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において「空き缶等」とは、空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、包装袋、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。

2 この条例において「道民等」とは、道民及び滞在者をいう。

3 (略)

(投棄の禁止等)

第8条 何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

2 道民等は、歩行中であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場合で吸い殻入れを携帯していないときは、公共の場所において、喫煙しないよう努めなければならない。

(罰則)

第16条 第8条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

備考 この用紙は日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第3号様式
(第4条関係)

年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

様

北海道知事

印

あなたは、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例第8条第1項の規定に違反したので、過料処分
の対象となります。

違 反 日 時	年 月 日 時 分 ころ
違 反 場 所	
違反事実の内容	上記日時・場所において、
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
連 絡 先	自宅・勤務先・その他 ()
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。
署 名	

過 料 処 分 通 知 書

住 所
氏 名

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例第8条第1項の規定に違反したので、同条例第16条の規定により、
円の過料に処します。

過料は、別に交付する納入通知書により、その指定する日までに納付しなければなりません。

年 月 日

北海道知事

印

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

一部改正〔平成17年規則8号・28年52号〕